

東松島市交通安全防犯推進協議会交通安全指導隊運営規則

（趣旨）

第1条 この運営規則は、交通の安全を保持するため、交通安全指導隊（以下「指導隊」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 指導隊は、東松島市交通安全防犯推進協議会長（以下「会長」という。）の命により、警察機関及び交通安全推進機関との緊密な関係を図り、交通の安全指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めるものとする。

（任命）

第3条 隊員は、本市に居住する18歳以上の者で人格高潔、身体強健であって、かつ、交通に関する法令等に通じ、指導力を有する者のうちから、会長が任命する。

（定年）

第4条 隊員の定年は、年齢70年とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。

（定員）

第5条 隊員の定員は、45人以内とし、その編成は、次のとおりとする。

- (1) 隊長 1人
- (2) 副隊長 3人以内
- (3) 班長 8人以内
- (4) 隊員 33人以内

（職務）

第6条 隊長は、隊務を総理し、指導隊を代表する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 班長は、隊長の命に従い隊員を指揮し、その実践に当たる。

（選任）

第7条 隊長、副隊長及び班長は、班長以上で構成する幹部会議において選任する。

（退職）

第8条 隊員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

（懲戒）

第9条 隊員であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

- (1) 交通に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は理由なくその職務を怠ったとき。
- (3) 隊員たるにふさわしくない非行があったとき。

第10条 前条の懲戒は、次の区別によりこれを行う。

- (1) 解任
- (2) 活動停止
- (3) 戒告

2 活動停止は、1箇月以内の期間を定めてこれを行う。

（服務）

第11条 隊員は、会長の定める出動計画に基づき、隊長の招集によりその任務に従事する。

2 隊員は、前項の場合のほか、緊急に交通の安全指導の必要があると認められる場合には、直ちにそ

の任務に従事しなければならない。

3 隊員は、前項の規定により勤務したときは、速やかに隊長を経由して会長に届け出なければならない。

4 隊員は、任務に従事する場合には、制服を着用しなければならない。

(遵守事項)

第12条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 警察官の権限を侵すような紛らわしい行為をしないこと。
- (2) 交通法規を遵守し、他の模範となるよう努めること。
- (3) 住民に対し、常に交通法規の履行を指導し、交通安全の保持に努めること。
- (4) 交通安全の指導に当たっては、言動を慎しみ誠意をもって当たること。
- (5) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (6) 貸与物品及び給与物品は、大切に保管し、服務以外にこれを使用し、又は貸与してはならないこと。

(貸与品)

第13条 隊員に対する貸与品の種類、員数は、別表のとおりとする。

2 貸与品は、現品をもって支給する。

3 貸与品は、新たに貸与を受けるまで保存しなければならない。

4 貸与品は、退職、解任、活動停止、死亡等の事故が発生したときは、これを直ちに返納させるものとする。

(報酬)

第14条 隊員には、次の区分により出勤報酬を支給する。

区分	半日出勤	1日出勤
隊長	4, 000円	8, 000円
副隊長	3, 400円	6, 800円
班長	3, 300円	6, 600円
隊員	3, 200円	6, 400円

(旅費)

第15条 隊員が職務により出張したときは、東松島市職員等の旅費に関する条例（平成17年東松島市条例第44号）の適用に受けて支給され、7級の職員に支給する旅費の相当額とし、その支給については、一般職の職員の旅費支給の例に準じる。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

品目	員数	備考
制帽	2 個	冬用・夏用
制服上下衣	2 着	冬用・合服
防寒外とう	1 着	
防寒ズボン	1 着	男子のみ
冬用ズボン	1 着	女子のみ
夏用ズボン	1 着	男子のみ
夏用スカート	1 着	女子のみ
ワイシャツ	1 着	
夏用長袖シャツ	1 着	
夏用半袖シャツ	1 着	
雨合羽	1 着	
ネクタイ	1 本	
ベルト	1 本	
短靴	1 足	
長靴	1 足	
夜光胴衣	1 着	
ヘルメット	1 個	
停止棒	2 本	点灯式・指揮棒
腕章	1 個	
手袋	2 着	冬用・夏用
モール	1 式	
警笛	1 個	
ワッペン	3 個	
ネームプレート	1 個	
階級章	1 個	

※ 制服等における組織名の記載について、「東松島市交通安全防犯推進協議会交通安全指導隊」を「東松島市交通安全指導隊」と略することができることとする。